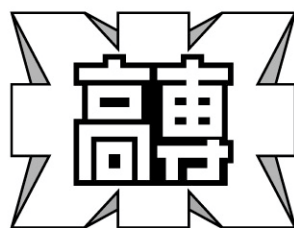


令和 7 年度
米子工業高等専門学校後援会総会



日	時	令和 7 年 6 月 7 日（土）10：00～
場	所	米子高専図書館 2 階 アカデミックシアター



独立行政法人 国立高等専門学校機構

米子工業高等専門学校

National Institute of Technology (KOSEN), Yonago College

令和6年度米子工業高等専門学校後援会決算書

【収入の部】

(単位：円)

項目	備考	令和6年度予算	令和6年度収入額	過不足額
前期繰越金		12,475,916	12,475,916	0
入会金		1,472,000	1,512,000	40,000
会費		26,598,000	26,572,000	▲ 26,000
雑収入		84	5,523	5,439
合計		40,546,000	40,565,439	19,439

【支出の部】

項目	備考	令和6年度予算	令和6年度執行額	過不足額
事務費				
事務委託費	寄附金（事務局人件費）	1,716,000	1,716,000	0
事務費	事務用品購入費、後援会だより制作費	150,000	99,880	50,120
会議費	総会開催、役員旅費、記念品	500,000	299,211	200,789
雑費	振込手数料等	20,000	33,860	▲ 13,860
教育援助費				
教育援助費	TOEIC受験料・教材費、成績郵送料等	1,040,000	1,226,937	▲ 186,937
TA用謝金	下級生学習支援、OB教員による学習支援謝金	360,000	340,347	19,653
学生研究助成金	本科学生学会発表旅費・参加費	1,000,000	633,480	366,520
専攻科生援助費	専攻科学会発表旅費・参加費	940,000	506,240	433,760
英語弁論大会	高専弁論大会	280,000	25,610	254,390
ロボコン援助費(地区大会)	ロボット製作費、運送費、参加学生旅費等	1,730,000	1,548,625	181,375
日本スポーツ振興センター費	1,550円×1028人	1,593,400	1,593,400	0
見学旅行等援助費	2学年校外研修旅行・3学年工場見学引率教員旅費	600,000	678,990	▲ 78,990
インターンシップ援助費	賠償保険・傷害保険×対象学生、教員旅費	530,000	401,670	128,330
卒業式援助費	証書ホルダー(本科生・専攻科生)	240,000	225,500	14,500
図書館援助費	コンクール副賞、図書購入ほか	200,000	191,216	8,784
オープンキャンパス援助	参加者飲み物、学科実験補助学生経費ほか	290,000	123,970	166,030
就職開拓費	教員旅費等 100,000円×5学科	500,000	278,310	221,690
厚生補導費				
学生厚生補導費	新入生クラス写真、高専祭来場者借上げバス代等	630,000	401,768	228,232
学生証	MyID利用料	990,000	990,000	0
寮生援助費	入寮式手伝い、予餞会、寮生会誌等	390,000	312,320	77,680
クラブ援助費	旅費補助、引率旅費、各部活動補助	2,920,000	4,159,884	▲ 1,239,884
中国地区大会援助費	旅費補助、引率旅費等	5,790,000	7,465,825	▲ 1,675,825
大会分担金	全国高等専門学校連合会分担金	420,000	420,000	0
全国大会経費等				
体育大会援助費	旅費補助、引率旅費、参加費等	0	0	0
ロボコン援助費(全国大会)	ロボット製作費、運送費、引率旅費、参加学生旅費等	890,000	1,394,313	▲ 504,313
プロコン援助費	製作費補助、引率旅費、学生旅費等	700,000	225,309	474,691
デザコン援助費	製作費補助、旅費補助、引率旅費、運搬代等	520,000	770,482	▲ 250,482
支部活動費	支部会会場費・お土産代、役員旅費等	700,000	437,850	262,150
国際交流援助費	国際交流事業、イベント経費等	1,420,000	345,000	1,075,000
国際交流基金	寄附金	500,000	500,000	0
学校運営援助費	振興協力会会費、公開講座等補助学生謝礼	80,000	96,110	▲ 16,110
教育振興費	歩道整備、トイレ整備	3,000,000	3,000,000	0
予備費		9,906,600	0	9,906,600
支出合計		40,546,000	30,442,107	
次期繰越金			10,123,332	
合計			40,565,439	

帳簿他、関係書類を確認の結果、相違ありません。

令和7年 5月 14日

監事 氏名 徳永 排代

監事 氏名 井田 陽子

令和6年度米子工業高等専門学校後援会管理簿(受入用)

(単位:円)

項目	受入	払出	備考
前年度繰越金	9,493,500	0	
入会金	0	1,648,000	
会費	-5,000	2,938,000	
教育環境充実助成費	7,980,000	10,245,000	
鳥取県高体連加盟費(入学時負担金)	0	70,000	
学生会	0	1,537,500	
同窓会	5,000	1,035,000	
雑費	0	0	
雑収入	1,772	1,772	
入学手続き学納金	8,375,650	0	令和7年入学
合計	25,850,922	17,475,272	

帳簿他、関係書類を確認の結果、相違ありません。

令和7年 5月 14日

監事 氏名 徳永 桃代

監事 氏名 井田 陽子

令和6年米子工業高等専門学校後援会特別会計(専友会)

【収入の部】

(単位:円)

項目	令和6年度収入額
前年度繰越金	100,000
雑収入	48
合計	100,048

【支出の部】

項目	令和6年度執行額
国際交流援助費	90,000
支出合計	90,000
次年度繰越金	10,048
合計	100,048

帳簿他、関係書類を確認の結果、相違ありません。

令和7年 5月 14日

監事 氏名 徳永 桃代

監事 氏名 井田 陽子

米子工業高等専門学校後援会 令和6年度予算・決算及び令和7年度予算（案）

【収入の部】

（単位：円）

項目	備考	令和6年度 予算	令和6年度決算	令和7年度予算 (案)
前期繰越金		12,475,916	12,475,916	10,123,332
入会金	8,000円×（202-18）名	1,472,000	1,512,000	1,472,000
会費	26,000円（前後期各13,000円）×1,033名	26,598,000	26,572,000	26,858,000
雑収入	利子	84	5,523	6,037
戻入	全国高専体育大会積立金	0		1,730,631
合計		40,546,000	40,565,439	40,190,000

【支出の部】

項目		備考	令和6年度 予算(a)	令和6年度決算	令和7度予算 (案)
事務費	事務委託費	寄附金（事務局人件費）	1,716,000	1,716,000	2,178,000
	事務費	後援会だより製作費、封筒購入、パソコン購入	150,000	99,880	350,000
	会議費	はがき代、役員旅費、記念品	500,000	299,211	500,000
	雑費	振込手数料等	20,000	33,860	20,000
教育援助費	教育援助費	T O E I C受験料・教材補助、特別日課講師謝礼ほか	1,040,000	1,226,937	950,000
	T A用謝金	下級生学習支援、O B教員による学習支援謝金	360,000	340,347	610,000
	学生研究助成金	本科学学生会発表旅費等 200,000円×5学科	1,000,000	633,480	1,000,000
	専攻科生援助費	専攻科学生会発表 40,000円×45名 4割	940,000	506,240	720,000
	英語弁論大会	高専弁論大会・全国英語ブレコン学生旅費補助	280,000	25,610	290,000
	ロボコン援助費(地区大会)	ロボット製作費、運送費、参加学生旅費、引率旅費	1,730,000	1,548,625	1,770,000
	日本スポーツ振興センター負担金	1,550円×1,037名	1,593,400	1,593,400	1,607,350
	見学旅行等援助費	2学年校外研修旅行・3学年工場見学引率教員旅費	600,000	678,990	0
	インターンシップ援助費	賠償保険・傷害保険×対象学生、教員旅費	530,000	401,670	530,000
	卒業式援助費	証書ホルダー(本科生・専攻科生)	240,000	225,500	250,000
	図書館援助費	コンクール副賞、図書購入	200,000	191,216	200,000
	オープンキャンパス援助	学科実験補助学生経費	290,000	123,970	290,000
	就職開拓費	教員旅費等 100,000円×5学科	500,000	278,310	500,000
	厚生補導費	学生厚生補導費	新入生クラス写真、高専祭来場者借上げバス代ほか	630,000	401,768
学生証		MyID利用料	990,000	990,000	1,372,800
寮生援助費		入寮式手伝い、寮祭・予餞会援助費、寮生会誌ほか	390,000	312,320	550,000
クラブ援助費		学生旅費補助、引率旅費、各部活動補助	2,920,000	4,159,884	3,260,000
中国地区大会援助費		学生旅費補助、引率旅費等	5,790,000	7,465,825	5,670,000
大会分担金		全国高等専門学校連合会分担金	420,000	420,000	420,000
全国大会経費等	体育大会援助費	旅費補助、引率旅費、参加費等	0	0	3,000,000
	ロボコン援助費(全国大会)	製作費補助、旅費補助、引率旅費、運搬代	890,000	1,394,313	1,090,000
	プロコン援助費	製作費補助、引率旅費、学生旅費	700,000	225,309	670,000
	デザコン援助費	製作費補助、旅費補助、引率旅費、運搬代	520,000	770,482	800,000
支部活動費		支部会会場費・お土産代	700,000	437,850	700,000
国際交流援助費		学生旅費補助	1,420,000	345,000	1,200,000
国際交流基金		寄附金（研修引率旅費、R7グローバルキャンプ）	500,000	500,000	500,000
学校運営援助費		振興協力会会費、公開講座等補助学生謝礼	80,000	96,110	130,000
教育振興費		寄附金（歩道整備、トイレ整備）	3,000,000	3,000,000	0
予備費			9,906,600		8,431,850
支出合計			40,546,000	30,442,107	40,190,000
次期繰越金				10,123,332	
合計					

米子工業高等専門学校後援会 令和7年度予算（案）

【収入の部】

（単位：円）

項目	令和7年度予算 (案)	備考
前期繰越金	10,123,332	
入会金	1,472,000	8,000円×（202-18）名
会費	26,858,000	26,000円（前後期各13,000円）×1,033名
雑収入	6,037	利子
戻入	1,730,631	全国高専体育大会積立金
合計	40,190,000	

【支出の部】

項目	令和7度予算（案）	備考
事務費		
事務委託費	2,178,000	寄附金（事務局人件費）
事務費	350,000	後援会だより製作費、封筒購入、パソコン購入
会議費	500,000	はがき代、役員旅費、記念品
雑費	20,000	振込手数料等
教育援助費		
教育援助費	950,000	T O E I C 受験料・教材補助、特別日課講師謝礼ほか
T A 用謝金	610,000	下級生学習支援、O B 教員による学習支援謝金
学生研究助成金	1,000,000	本科学生会発表旅費等 200,000円×5学科
専攻科生援助費	720,000	専攻科学生会発表 40,000円×45名 4 割
英語弁論大会	290,000	高専弁論大会・全国英語ブレコン学生旅費補助
ロボコン援助費(地区大会)	1,770,000	ロボット製作費、運送費、参加学生旅費、引率旅費
日本スポーツ振興センター負担金	1,607,350	1,550円×1,037名
見学旅行等援助費	0	2 学年校外研修旅行・3 学年工場見学引率教員旅費
インターンシップ援助費	530,000	賠償保険・傷害保険×対象学生、教員旅費
卒業式援助費	250,000	証書ホルダー(本科生・専攻科生)
図書館援助費	200,000	コンクール副賞、図書購入
オープンキャンパス援助	290,000	学科実験補助学生経費
就職開拓費	500,000	教員旅費等 100,000円×5学科
厚生補導費		
学生厚生補導費	630,000	新入生クラス写真、高専祭来場者借上げバス代ほか
学生証	1,372,800	MyiD利用料
寮生援助費	550,000	入寮式手伝い、寮祭・予餞会援助費、寮生会誌ほか
クラブ援助費	3,260,000	学生旅費補助、引率旅費、各部活動補助
中国地区大会援助費	5,670,000	学生旅費補助、引率旅費等
大会分担金	420,000	全国高等専門学校連合会分担金
全国大会経費等		
体育大会援助費	3,000,000	旅費補助、引率旅費、参加費等
ロボコン援助費(全国大会)	1,090,000	製作費補助、旅費補助、引率旅費、運搬代
プロコン援助費	670,000	製作費補助、引率旅費、学生旅費
デザコン援助費	800,000	製作費補助、旅費補助、引率旅費、運搬代
支部活動費	700,000	支部会会場費・お土産代
国際交流援助費	1,200,000	学生旅費補助
国際交流基金	500,000	寄附金（研修引率旅費、R7グローバルキャンプ）
学校運営援助費	130,000	振興協力会会費、公開講座等補助学生謝礼
予備費	8,431,850	
合計	40,190,000	

（参考）

	令和7年度	
大会名	全国（開催地）	地区（開催地）
体育大会	夏：九州・沖縄 冬：近畿	中国地区8高専
ロボコン	東京	徳山
プロコン	松江	-
デザコン	福井	-
英語弁論大会	東京	呉

米子工業高等専門学校後援会 会則

制 定 昭和39年5月24日
最終改訂 令和7年6月7日

第1章 総則

第1条 本会は、米子工業高等専門学校後援会と称する。

第2条 本会の事務所は、米子市彦名町4448米子工業高等専門学校内に置く。

- 2 本会の活動を円滑に運営するために、別表に掲げる支部を置く。
- 3 前項の支部の運営について必要な事項は、別に定める。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、米子工業高等専門学校の教育事業を助成し、同校の使命達成に必要な協力を行うとともに、会員と学校の協調を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生の厚生補導事業の助成
- (2) 学生の学習及び課外活動の援助
- (3) 研究会、講演会等の開催
- (4) 就職斡旋事業の助成
- (5) 学生の生活環境の整備
- (6) 学校と家庭との連絡
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織

第5条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 米子工業高等専門学校に在学する学生(本科生・専攻科生)の保護者又はこれに代わる者
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するもの
- (3) 名誉会員 本会の会長職にあった者

第4章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

会長・1名、副会長・3名以内、常任理事・若干名、理事・若干名、監事2名

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、会務運営について重要案件を審議する。
- 4 常任理事は、会務を処理する。
- 5 監事は、本会の業務、財産及び収支決算の状況を監査する。監査は翌年度5月に行う。監事は他の役員を兼ねることはできない。

第8条 会長、副会長及び監事は総会の決議によって会員のうちからこれを互選する。

- 2 常任理事は、会員のうちから会長がこれを委嘱する。
- 3 理事は、支部長をもって充てる。ただし、会長、副会長及び常任理事の職にある者を除く。

第9条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、満期終了となっても後任役員が決定するまでは、その職務を執行しなければならない。

第10条 本会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、会長の諮問に応ずる。

3 顧問は、米子工業高等専門学校長、校長補佐、事務部長及び課長を会長がこれを委嘱する。

第5章 会議

第11条 会議は、総会及び役員会とする。

第12条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

2 総会は、**役員及び支部代議員全会員**による総会とし、会長が招集しその議長となる。やむを得ず欠席する場合は委任状を提出する。

3 総会で行う事項は、次のとおりとする。

(1) 歳入歳出予算の議決及び決算の承認並びに事業計画の決定

(2) 役員の決定

(3) 会則の改廃

(4) その他必要な事項

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第13条 役員会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、臨時に開催することができる。

2 役員会は、総会に提出する議案及び本会の運営に関する具体案を審議決定する。

3 緊急の際は、役員会をもって総会に代えることができる。この場合は、総会の事後承認を得なければならない。

4 役員会の招集及び議決については、前条2項及び4項の規定を準用する。

第6章 会計

第14条 本会の運営に要する経費は、入会金・会費・寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第15条 入会金は、学生(外国人留学生を除く)一人につき8,000円とし、入学手続きの際に納付する。

ただし、以下の者は免除する。

(1) 二子以上入学する場合の二子以上の者

(2) 兄弟姉妹が在学している場合の新たに入学する者

(3) 本科から引き続き専攻科へ入学する者

2 正会員は、会費として学生(外国人留学生を除く)一人につき年間26,000円を納付するものとし、**前後期にそれぞれ13,000円ずつ、授業料もしくは学生会費等と同時5月に納付するものとする。**

3 やむを得ない事由により前項によりがたい場合は、会長の承認を得て月割分納することができる。

4 賛助会員の会費は、一口年額5,000円として、一口以上を随時納入するものとする。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務

第17条 本会の事務は、米子工業高等専門学校に委任する。

2 前項の事務委任に係る費用は、毎年度総会の議を経て決定し、寄付金として支出する。

第8章 雑則

第18条 第4条の事業を行うため、通常の会計と別途に経理することが適当と認める事項については、総会の議を経て特別会計を設定し、別途経理することができる。

第19条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議を経て会長が定める。

第20条 会則によりがたい事案が生じた場合、または会則に定めるもののほか必要な事項は、総会の議を経て会長が定める。

附 則

この会則は、昭和39年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成19年4月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年3月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年5月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、令和7年度会費については前後期にそれぞれ13,000円ずつ納付するものとする。

別表

- | | |
|------|----------------------------------|
| 第1支部 | 鳥取市，岩美町，八頭町，若桜町，智頭町をもって構成する。 |
| 第2支部 | 倉吉市，三朝町，湯梨浜町，北栄町，琴浦町をもって構成する。 |
| 第3支部 | 大山町，南部町，伯耆町，江府町，日野町，日南町をもって構成する。 |
| 第4支部 | 米子市，日吉津村をもって構成する。 |
| 第5支部 | 境港市をもって構成する。 |
| 第6支部 | 島根県全体をもって構成する。 |
| 第7支部 | 鳥取県・島根県以外の地域をもって構成する。 |

米子工業高等専門学校後援会 役員等旅費等支給基準

令和7年6月7日 後援会総会承認

米子工業高等専門学校後援会の役員及び支部代議員の旅費等の支給について次のとおり定める。

第1条 役員及び支部代議員（以下「役員等」という。）が~~総会~~役員会及び支部会、監査（以下「~~総会役員会~~等」という。）に出席する場合は、旅費を支給する。

第2条 旅費の種類は、鉄道賃、車賃、宿泊料及び日当とする。

第3条 鉄道賃及び車賃は、通常居住する住居（以下「住居」という。）から~~総会役員会~~等の開催場所までの最も経済的かつ実際の行程（事前に経路及び方法を確認する）により算出した額とする。

第4条 鉄道賃の額は、その乗車に要する旅客運賃とする。

2 急行・特急料金は、鉄道距離が片道50km以上の場合に支給する。

【参考】倉吉：52.9km 宍道：45.9km 新見：78.8km 備後庄原：140.9km 岡山：159.1km

松江：28.9km 出雲：62.4km 鳥取：92.7km 香住：143.0km

第5条 車賃の額は、一般乗合旅客自動車の旅客運賃もしくは自家用自動車の燃料代及び有料道路代とする。

2 自家用自動車の燃料代は、1kmあたり20円とする。また有料道路代は実費とする。

第6条 宿泊料は、米子高専内国旅行命令の申し合わせ及び機構規則に準ずる。

第7条 日当として2,000円支給する。

第8条 旅費は役員一人につき同一年度内に50,000円を上限とする。

第~~8~~9条 役員等が退任する時は、以下の範囲内で記念品を贈呈する。

会則第6条に定める役員 2,000円

支部代議員 1,000円

第~~9~~10条 その他役員等の旅費等の支給について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から適用する

附則

この規則は、令和6年4月1日から適用する

附則

この規則は、令和7年4月1日から適用する

米子工業高等専門学校後援会 教職員等旅費及び学生旅費補助支給基準

〔最終改正 令和7年6月7日〕

米子工業高等専門学校後援会の業務及び学生の校外遠征引率・会議出席・インターンシップ指導・就職開拓・特別講演講師等の出張に関する米子工業高等専門学校教職員等旅費、部活動対外試合や遠征・学生研究・各種コンテスト等（ロボコンなど）の学生旅費補助について次のとおり定める。

1. 教職員等旅費

①近郊地域内国内出張 ＜範囲は米子工業高等専門学校内国旅費支給内規第3条による＞

日当	宿泊	備考
（宿泊なし） 支給しない	—	
（宿泊あり） ¥2,000 （交通費・雑費+昼食代）	¥5,000	宿泊場所に指定がある、または災害等の緊急時や繁忙期により5,000円を超える場合はその差額を支給することができる。その取扱は機構旅費規則等に準ずる。

*国内出張の支給については、機構旅費規則等に準ずる。

*米子市（淀江町をのぞく）、境港市、日吉津村は出張とみなさず在勤地内と扱う。

~~*交通費の支給については機構旅費規則等に準ずる。~~

~~*後援会支部会は＜近郊地域外＞を適用。~~

*課外活動指導員、課外活動コーチは教員と同等扱いとする。

*宿泊の可否は米子高専の申し合わせに準ずる。

~~*日当の支給基準については機構旅費規則等に準ずる。~~

②近郊地域外出張 ＜上記以外＞

日当	宿泊	備考
¥2,000 （交通費・雑費+昼食代）	¥10,300	宿泊場所に指定がある、または災害等の緊急時や繁忙期により10,300円を超える場合はその差額を支給することができる。その取扱は機構旅費規則等に準ずる。

~~*交通費の支給については機構旅費規則等に準ずる。~~

~~*課外活動指導員、課外活動コーチは教員と同等扱いとする。~~

~~*日当の支給基準については機構旅費規則等に準ずる。~~

③②海外出張

*海外出張の支給については、その都度協議する。

ただし、支給は要項等に引率の必須が明記されている場合等、真に必要な場合に限る。

2. 学生旅費補助

学生旅費補助＜部活動対外試合や遠征・学生研究・各種コンテスト（ロボコンなど）＞

項目	支給内容
交通費	高専主催の中国地区大会：実費を支給する。 上記以外の対象大会：経費の2／3を支給する。
宿泊費	1泊、¥5,000を支給する。 (宿泊の確認できる書類を提出すること。但し、引率教員等により行程が確認できる場合は提出の必要なし。)

※補助対象の詳細については、後援会教職員等旅費及び学生旅費補助支給基準の運用について
のとおりとする。

《主な対象大会》

※先方より補助がある場合、後援会支給額と比較し、不足分のみ支給する。

①高専主催の大会（中国・全国）・コンテスト等、及び高体連等主催の予選を経て参加できる中国大会以上の大会等。

②高専大会がない部活動については、中国地区以上の大会について2大会まで支給する。

③同好会には、原則支給しない。ただし、高専主催の全国大会及びコンテスト等に参加する場合は支給することができる。

※寮生役員研修、学生研究発表、英語弁論大会についてもこれを基準とする。

《主な対象学生》

①公式の参加者名簿に記載された者（運動部は学生コーチ、マネージャーも含む）。

②出場者（競技者・出展者等）。ただし、上限を設ける場合もある。

③①以外のマネージャーや練習相手等については、その都度校長補佐（学生）が判断する。

附 則

本支給基準は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

本支給基準は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

本支給基準は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

本支給基準は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

本支給基準は、令和7年4月1日から適用する。

課外活動における後援会教職員等旅費及び学生旅費補助支給基準の運用について（案）

令和元年5月8日校長裁定

令和7年6月7日一部改訂

第一章 総則

第1条 米子工業高等専門学校後援会 教職員等旅費及び学生旅費補助支給基準に基づき、引率旅費、学生旅費、大会参加費及び登録費等の運用について必要な事項を次のように定める。

第二章 教職員等旅費

第2条 大会等の引率旅費支給人数に関して次のように区分し、適用する。

- 1 中国地区高専体育大会：2名^{※1)}
- 2 全国高専体育大会：2名^{※1)}
- 3 高体連・大学連盟主催の大会：2名^{※1)}
- 4 高野連主催の大会：2名
- 5 ロボコン：1チームにつき引率教員2名、技術職員1名
- 6 プロコン：引率教員1名及び1部門につき1名
- 7 デザコン：引率教員1名及び1部門につき1名
- 8 その他：1名
- 9 上記によりがたい場合は、その都度校長補佐（学生）が判断する。

※1)：男女別に引率者（最大4名）を認めるか否かは、その都度校長補佐（学生）が判断する。

※補足：引率に関して、課外活動コーチのみの引率を認めず、必ず本校常勤教員または課外活動指導員を含む。また、上記の人数には課外活動コーチの人数は含めない。

第3条 旅費の支給方法、手続きについて次のように適用する。

- 1 在勤地外は、旅行伺により旅費を支給する。
 - 2 中国地区高専体育大会は学生係で旅行伺を作成する。
 - 3 課外活動コーチへの支給は、部活動指導教員の旅行伺に併せて申請する。
 - 4 同好会については、1同好会又は1指導教員につき年2回かつ年15万円を上限とする。
 - 5 ~~交通費は、米子高専から目的地（試合会場等）までとする（J・R利用の場合は弓ヶ浜駅から目的地最寄り駅まで）。旅費は機構旅費規則等に準じて支給する。公共交通機関の利用が難しい場合や、目的地と幹旋宿泊地が遠距離な場合等、日当の交通費・雑費を超える交通手段タクシーの使用が見込まれる場合は、理由書を事前に校長補佐（学生）に提出し許可を得ることにより支給対象とする。事前に校長補佐（学生）の許可が下りない場合は支給しない。なお、旅行後は学生係へ領収書等を提出すること。~~
 - 6 ~~鳥取市及び新見市へのJ・Rでの学生引率に関して、用務が午前10時までに開始する場合は特急料金を往路のみ支給する。なお、その際旅行伺に開始時間が分かる資料（大会要項等）を添付すること。~~
 - 7 ~~6~~ 航空機を利用する場合は、米子高専の旅行命令について（申し合わせ）に準ずる。
 - 8 ~~7~~ 借り上げバス、第3条5により認められた交通手段等を利用する場合は、経費を利用人数で案分し、交通費として支給する。~~なお、その際の日当は公用車利用に準ずる。~~
- 借り上げバスの利用にあたっては、国の許可を受けた安全面に対応している業者かを確認のうえ、利用すること。
- 9 ~~8~~ 先方より補助がある場合、後援会支給額と比較し、不足分のみ支給する。

- 109 緊急時の対応（医療機関への搬送等）については、支出（立替）した額を支給する。使用後は、学生係へ理由書及び領収書等を提出すること。

第三章 学生旅費補助

第4条 学生旅費の支給対象について次のように適用する。

- 1 原則、部活動のみを支給対象とする。
- 2 対象となる大会・コンテスト等

※先方より補助がある場合、後援会支給額と比較し、不足分のみ支給する。

A. 運動部

- ①高専又は連合会（以下「高専等」という）主催：中国地区高専体育大会、全国高専体育大会
- ②高体連主催：全国高等学校総合体育大会、全国高校選抜大会、県大会を勝ち抜いた中国大会
- ③高野連主催：選抜高校野球大会、全国高校野球選手権大会（共に県予選含む）
- ④その他：国民体育大会、国際大会（国内移動分に限る）、インカレ・大学連盟等の大会（宿泊費のみ補助（年2回まで））

- ⑤中国地区高専体育大会にない競技については、中国地区以上の大会について2大会まで支給する。

B. 文化部

- ① 高文連主催
- ② その他

- ・放送部：NHK杯全国高校放送コンテスト全国大会*を含む2大会まで支給する。
*以外の大会は中国地区大会以上の規模の大会等とし、4名を上限として支給する。
- ・吹奏楽部：吹奏楽コンクール鳥取県大会及び中国大会、アンサンブルコンテスト、定期演奏会の移動は原則スクールバスを使用。
- ・合唱部：全日本合唱コンクール鳥取県大会及び中国合唱コンクールの移動は、原則スクールバスを使用。
- ・科学部：日本天文学会を含む中国地区大会以上の規模の1大会に4名を上限として支給する。
- ・茶華道部：玄関用の花代として、年5万円を上限として支給する。
- ・その他部活動：その都度校長補佐（学生）が判断する。

C. その他（高専等主催のコンテスト等）

- ① 高専等主催：ロボコン、デザコン、プロコン、全国高専将棋大会、中国地区高専コンピュータフェスティバル等

備考：山口県を除く中国地方内の移動は原則公用車（運転手付き）もしくはスクールバスを使用。

- 3 対象学生は、以下のとおりとする。（ただし、制限を設ける場合あり。）

A. 運動部

- ① 参加申込書に記載する参加登録選手、マネージャー
- ② 学生コーチ（出場可能学年の学生は対象外）
- ③ 参加申込書に記載欄が無いマネージャーや練習相手等については、その都度校長補佐（学生）が判断する。

B. 文化部

- ① 公式の参加者名簿に記載された者。
- ② 出場者（競技者・出展者等）。
- C. その他（高専等主催のコンテスト等）
 - ① 公式の参加者名簿に記載された者。
 - ② 出場者（競技者・出展者等）。

第5条 学生旅費（交通費及び宿泊費）の支給基準について次のように適用する。

~~1 高専等主催の中国地区大会（中国地区高専体育大会、ロボコン中国地区大会等）、またはそれに準ずるもの（デザコン予選等）の交通費または審査費については実費を支給する。~~

~~2.1 1以外の大会の~~交通費は、経費の約2／3（百円未満切捨）とする。

- ①交通費は、原則弓ヶ浜駅から目的地の所在する市等の中心となる駅までの公共交通機関を利用した計算により算出した額（往復）とする。
- ② J Rを利用する場合は、原則以下のとおり計算する。
 - ・ 学生割引、往復割引等可能な割引を適用する。
 - ・ 8名以上で利用する場合は、団体乗車券で計算する。
 - ・ 特急の利用条件については、機構旅費規則等に準ずる。
 - ・ J R繁忙期、最繁忙期の全国大会、また指定席のみの列車の場合は指定席料金で計算する。
- ③航空機の利用条件については、米子高専の申し合わせに準ずる。
- ④公共交通機関の利用が難しい場合や、目的地と幹旋宿泊地が遠距離な場合等、補助額を大幅に超える交通手段の使用が見込まれる場合は、指導教員が理由書を事前に校長補佐（学生）に提出し許可を得ることにより支給対象とする。事前に校長補佐（学生）の許可が下りない場合は支給しない。なお、旅行後は学生係へ領収書等を提出すること。
- ⑤借り上げバス、第5条2④により認められた交通手段等を利用する場合は、経費を利用人数で案分する。

~~3.2~~ 宿泊費は、1泊につき5,000円を支給する。

~~4.3~~ 協会等他の団体等から補助がある場合は、それを減じて支給する。

第四章 キャンセル料

第6条 キャンセル料について次のように適用する。

- 1 主催者都合及び学校都合のキャンセルについては後援会が負担する（学校の行事（インターシップ含む）が重なったことによるキャンセルを含む）。
- 2 自己都合によるキャンセルは個人が負担する。
- 3 試合の敗退等により予定より早く帰る場合の宿泊先のキャンセルについては、第5条~~3.2~~を上限として実費を後援会が負担する。

第五章 大会参加に係る費用

第7条 参加費及び審査費について次のように適用する。

- 1 高専等主催の全国大会のみ参加費を支給する。
- 2 デザコン予選等の審査費については実費を支給する。

第8条 運搬費について次のように適用する。

- 1 学生旅費支給対象の大会に限り、参加に必要不可欠な、かつ手荷物として携行できない大型物品（ヨット部のヨット、ロボコンのロボット等）の運搬費を支給する。

2 吹奏楽部について、以下の大会等には楽器運搬用の借上トラック代を支給する。

・吹奏楽コンクール、アンサンブルコンテスト、定期演奏会

第9条 その他参加に係る費用の支給については、その都度校長補佐（学生）が判断する。

第六章 登録費

第10条 登録費について次のように適用する。

1 個人と団体の両方の登録が必要な部活動のみ、15,000円を上限に団体登録料を補助する。

なお、男女別で登録が必要な場合は、それぞれ補助対象とする。

2 指導教員、課外活動指導員及び課外活動コーチの個人登録料については、指導教員の立替払により後援会から支給する。

第七章 雑則

第11条 その他

1 本運用によりがたい事案が生じた場合は、学生委員会及び部・同好会指導教員会議の議を経て、校長が決定する。

附 則

この運用は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和7年4月1日から施行する。

米子工業高等専門学校後援会 専攻科生援助費支給基準

令和7年6月7日 後援会総会承認

米子工業高等専門学校後援会（以下「本後援会」という。）が米子工業高等専門学校（以下「米子高専」という。）の専攻科学生が学会発表する際の援助費支給基準について、次のとおり定める。

1. 本援助費は、専攻科学生の学会発表を活性化するために支給する。
2. 本援助費の支給対象者は、米子高専専攻科に在籍する学生とする。
3. 本援助費の支給対象となる学会発表は、指導教員が発表を認めた学会とし、国内外で開催されるものとする。
4. 援助費は、以下の項目について援助するものとし、専攻科学生一人につき ~~同一年度内に20,000円~~ 在学中に40,000円を上限とする。
 - 一 旅費（ただし、旅費の援助額については、別に定める「米子工業高等専門学校後援会 教職員等旅費及び学生旅費補助支給基準」に準ずるものとする。）
 - 二 参加費、登壇費及び学会年会費（ただし、発表した学会の当該年に限る。）
 - 三 論文集購入費（ただし、上記二号に含まれている場合を除き、発表した論文が掲載されているものに限る。）

~~5. 本支給基準は、平成29年4月1日から適用する。~~

附 則

この支給基準は、平成29年4月1日から適用する

附 則

この支給基準は、令和7年4月1日から適用する

令和6年度 後援会年間会務報告

月日	会務	担当役員	備考
4月5日	入学式列席及び新会員へ後援会説明	副会長	
4月20日	役員会	役員	顔合わせ等
5月15日	令和5年度会計監査	監事・副会長	
5月28日	総会事前打合せ兼執行役員会	執行役員	後援会だよりについて
6月1日	総会	役員・代議員・学校より各担当	
6月21日	執行役員会	執行役員・学校関係者	予算執行について
6月22日	同窓会総会	会長・副会長	オンライン
6月	後援会だより発行	役員・事務局	保護者懇談会にて配布
7月13日	執行役員会	執行役員	
9月3日	学校との話し合い	執行役員	クラブ援助費について
10月19日	執行役員会	執行役員	予算執行・高専祭について
12月	後援会だより発行	事務局	成績表に同封し郵送
2月1日	臨時役員会	役員	次年度役員について
3月15日	臨時役員会	役員	次年度予算について
3月18日	卒業式	副会長	
※各支部会開催状況は別表による			

令和6年度支部会開催状況

支部名	開催場所	開催日		参加校長補佐	参加人数
第1支部（鳥取県東部）	白兎会館	10月19日	(土)	山本・権田（英）	23
第2支部（鳥取県中部）	米子高専（大雨のため中止）	11月2日	(土)	布施	
第3支部（鳥取県西部）	溝口公民館	11月30日	(土)	玉井	
第4支部（米子市）	米子市公会堂	11月9日	(土)	山本・藤井（雄）	50
第5支部（境港市）	喫茶ウイング	11月23日	(土)	藤井（雄）	10
第6支部（島根県）	アルテピア	11月16日	(土)	布施	9
第7支部（県外）	米子高専	8月8日	(木)	権田（英）	12
合計					112